

第1回古平町議会定例会 第3号

平成31年3月8日（金曜日）

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成31年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成31年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
(予算審査特別委員長報告)
- 7 一般質問
- 8 意見案第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書
- 9 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)

○出席議員（9名）

議長 10番 逢見輝統君	1番 木村輔宏君
2番 池田範彦君	3番 真貝政昭君
4番 岩間修身君	5番 寶福勝哉君
6番 堀清君	8番 高野俊和君
9番 工藤澄男君	

○欠席議員（1名）

7番 山口明生君

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君
副	町	佐	藤	昌	紀	君
教	育	石	川	忠	博	君
総	務	松	尾	貴	光	君
町	民	五	十	嵐	美	君
保	健	和	泉	康	子	君
産	業	細	川	正	善	君
建	設	高	野	龍	治	君
会	計	白	岩		豊	君
教	育	本	間	克	昭	君
幼	児	藤	田	克	禎	君
財	政	人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開議 午前 9時54分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名の出席でございます。7番、山口議員につきましては、狭心症の疑いで小樽市内の病院に検査入院中ということで欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号ないし日程第6 議案第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論は、各会計ごとに行います。

日程第1、議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

○3番（真貝政昭君） 3点について指摘して、反対の討論とします。

まず、第1点ですけれども、複合庁舎の基本設計の繰越明許がされておりますけれども、火曜日、5日の議員協議会で町側から平成29年の11月27日に随意契約に至る経過報告書が提出されました。初めてそのいきさつを知った次第です。その後の平成29年12月に直営で基本設計を進めるという、そういう行政報告がありまして、その行政報告を素直に受けとめていた次第です。その前段の平成29年9月30日に北海道新聞で現役市町村庁舎建てかえへという記事が載りまして、庁舎が平成21年度、地域交流センターが22年度の完成を目指すということで、やはり同9月の議員協議会においてもこのような方向で説明を受けておりましたので、私も町民も庁舎と地域交流センターが2つ建設

されるのだと、そういう前提でおりました。それで、11月の27日に随意契約に至った経緯について、町側から緊急であったということで随意契約をしたと。それから、随意契約であるがゆえに議会に報告する義務はないと。もちろん町民にも報告する義務はないということで5日の日に説明があったわけですが、この契約の金額が年を越した平成30年3月の本会議において補正予算が計上され、繰越明許がされました。タイトルは、役場庁舎等ZEB導入可能性調査業務委託料534万6,000円と。そして、これが議決され、繰越明許も議決されたわけですが、地方自治法の予算を議決後に事をスタートさせるという、そういう法令があります。その法令からすると、やはり随意契約であろうと何であろうと、これは議決前の行為であって、法令に違反することは間違いありません。これを5日の協議会で確認することができました。それから、平成30年の7月に公募型プロポーザルに移っていくわけですが、前段の6月の議員協議会において議会側に新たな庁舎の配置図、それと文化会館を平成30年の4月に解体開始というスケジュールが出されまして、事がすごいスピードで動いているということで、6月の定例議会で調査特別委員会が設置された次第ですが、平成29年の11月27日に大成建設しかできないということで、ZEBの関係です。契約をして、公募型プロポーザルの前段の5月末に、その11月27日に随意契約した完成品が5日の日に提示されたのですが、この間約5カ月間という期間があつて、二人三脚でZEBの複合庁舎を検討してきた経緯からすると、基本設計の前段の概略基本設計というのは必ずやられているはずですから、ZEBの完成品を見ますと、既に基本設計の概略ができていたと。その上でああいう報告書がつけられたものだと確認しています。基本的に町民不在の中で基本設計が1社の提案で決まるという状況になりまして、いろいろと庁舎とホール、それから図書館が合体した庁舎見てきたけれども、近隣では仁木町の例、それから町長がお示ししました平成29年に建設された三石町の庁舎、平面図等入手しましたが、どれも今回の古平町の場合と比較できない立派なものでございます。極めて不満の残る設計となっております。100年もたせるという前提で考えておりますので、町民が使いづらい、そういう庁舎を果たして100年もたせるという前提でつくっていいのかどうかということに考えますと、私は今立ちどまってこれをストップし、やり直すという決断が必要だというふうに考えております。私が首長であれば、プロポーザルで1社しか出てこなかったならば、プロポーザルそのものを途中でとめてでも町民にお示しし、そして伺ってから決定するという、そういう手続がされてもよかったのではないかとこのように思い起こしております。今回の平成31年度新年度予算に当たりまして、複合庁舎の作業を基本設計、それから実施設計進めることになっておりますけれども、いま一度立ちどまるべきだという観点から反対するものであります。

それから、第2点目ですが、非正規の臨時職員の扱いなのですが、2020年度から導入される予定の会計年度任用職員の予算が上程されております。前倒しだなというふうに考えておりますけれども、基本的に実際に町民の命と暮らしにかかわる部署において働いている臨時職員、非正規職員については正職員化するというのが私の考え方です。今回は、国の方針によってそういう方向をとったというふうに考えておりますけれども、基本的に派遣労働者化ということと、それから特に教育の分野における公務補、それから給食センターの臨時職員をこういう形で正規職員として扱わなくて、民間に委託してしまうような、そういう方策には基本的に反対という考えを

持っておりますので、これも反対の理由であります。

それから最後に、もう一点だけ指摘しますけれども、今回の資料請求で平成31年度における当町の支出における消費税の影響いかほどかということを経年提出していただいたのですが、ことしは出てこなかった。去年についてもそこら辺は出てこなかったのですけれども、こちらのほうで計算しますけれども、やはり消費税の影響は多大なものであると。古平町の財政を圧迫することは間違いないということで、この3点を指摘して反対の討論といたします。

もう一つつけ加えますけれども、立ち戻りまして、庁舎の件ですけれども、随意契約をした後に補正予算を上げましたけれども、あれからいっても地方自治法違反ということでしたけれども、本来は町長裁量でそういう契約するのであれば、専決処分というやり方が認められておりますので、12月の定例、それから3月の定例、6月の定例でそういう専決処分の行為を行って、議決を得る必要があります。専決処分を避けたということは、議会に知られたくなかったということで、そういうふうに理解をしております。何も隠すことがなければ専決処分をして、堂々と議会でお示しすると。町民にお示しするということが筋だったというふうに考えております。

以上であります。

○議長（逢見輝統君） 次に、本案に賛成の討論を許します。

○8番（高野俊和君） 初めに、平成31年度の予算編成に当たりまして、各課の職員の皆様、大変ご苦労さまでした。私は、本年度の一般会計の予算を執行するに当たり賛成する立場から申し上げます。

町長さんが本年度の執行方針でも述べられておりましたけれども、現在当町の財政は地方交付税の段階的縮減、またふるさと納税の返礼品が5割から3割に引き下げられたことにより、納税額が前年比40%を割るなど大変厳しい経済状況にあります。さらには、1次産業であります主要魚種の漁獲高の減少により財政の厳しさに拍車をかけております。しかし、このようなときこそ行政、議会、町民が一つになって多くの課題に取り組んでいかななくてはならないと考えております。

本年度は、懸案でありました来年度から始まる庁舎建設、中心拠点誘導複合施設の準備に取りかからなくてはならない大変重要な年であります。建設に当たっては、いろいろな意見、考え方もある中、いち早く新しい建築方法を積極的に取り入れることによって、受けることのできる補助金なども有効に活用しながら進めているということは大変喜ばしいことであり、担当職員の皆様の努力に心からご苦労さまと申し上げるものであります。庁舎、交流広場など、町民が身近に感じ、利用しやすいスペースとなることを心から願うものであります。

また、町民の皆様にご心配をかけております病院の問題でありますけれども、この16日に海のまちクリニックとの指定管理が終了することは残念なことではあります。しかしながら、当町の一般会計の2%を超える指定管理料の要求は予算全体のバランスを考へても大変厳しい状況であろうと考えますし、当方の要望に対する対応にも向き合っていないということは残念なことと言わざるを得ません。とはいえ、病院再開は町民の願いでもありますから、幸いにも行政努力により4月の第1週より当初は週2回半日程度の診療になるようでありまして、派遣医師のめどがたっているということは町民ともども安堵しているところであります。

また、本年度は火葬場建設にも着手する年でありまして、人口減少や少子高齢化に伴い、購買力の低下により大変苦戦を強いられております。心配されております。商店振興会におきましても昨年に引き続きプレミアム商品券400万の助成をすることとあります。また、ウニ種苗の放流事業、ヒラメ稚魚の放流事業など第1次産業である浅海漁業の補助金も昨年並みに計上されております。また、豊かな海が戻ることを願って、ふるびら海づくり推進協議会を設立、支援をしていくということに大変期待されるものであります。

昨年は、開町150年を記念して酒造好適米を当町で栽培し、オリジナルの純米吟醸酒古平を生産、新しい事業にも取り組んでおり、この13日には当町出身の有名調理人が来町してお披露目をされるということで、町民ともども大変楽しみにしております。この事業が古平町の活性化の一翼になればと期待するものであります。

ことは、5月に元号もかわり、新たな時代の幕あけとも言えます。いろいろな課題もありますけれども、随所に新しい発想も取り入れ、努力の跡が見られる予算計上であります。有利な補助金を有効に使ったチャンスを生かした予算編成と考え、本年度の一般会計予算を執行することに賛成するものであります。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 次に、反対討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論。

○6番（堀 清君） 先ほどの反対討論に対してなのですが、結果的に町側が提案したことに対して反対の方は規則に違反しているだとか、法令に要するに違反しているだとかというような発言してはいたけれども、結果的にはそのことは町側としてはきちっとした確認をしながらとった行動の結果でありますので、そういう中で今回の反対者に対する理解というものに対しては私は賛成とする立場から、一言なのですが、発言したいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 平成31年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号 平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、次に賛成の討論を許します。

○8番（高野俊和君） 私は、毎回申し上げておりますけれども、国保税につきましては制度でありますから、制度というものは加入している者が皆で支え合っただけで成り立つものというふうに考えております。保険料を納めるというのは当たり前のことです。それぞれ応分の保険料を納めるというのは当たり前のことです。古平町は、18歳まで医療の無料化を進めておりますし、少子高齢化が進む中で子供を育てる環境としては大変ありがたい制度だと思っております。ぜひこの制度が長く続くことをお願いしながら、国保税に賛成する立場であります。

以上です。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号 平成31年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 全員賛成でございます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 平成31年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 平成31年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成の討論ありますか。

○8番（高野俊和君） 古平町の水道水は、うまいとみんなが言います。特に地方に出ている方で、

帰省したときに古平町の水を飲んだときうまいと実感するという話をよく聞きます。昨日の質問でも若干水道料が高いという、ありましたけれども、管理状況に細心の注意を払っていただき、安定したうまい水を供給するにはやむを得ないだろうというふうを考えております。水道水を使うわけではありませんけれども、本年度から当町は地酒も生産しております。地酒を生産している町の水が余りおいしくないというのは、余り印象もよくないだろうというふうを考えます。水道水の管理を十分にさせていただいて、今後ともうまい水を供給していただきますようお願いをしまして、賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 平成31年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成の討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 平成31年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は原案のとおり可決すべきものであります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 平成31年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、議会運営委員長より報告のとおり、一問一答方式で行います。質問回数は質問ごとに3回までですので、注意願います。

一般質問は、工藤議員、池田議員、堀議員、寶福議員、真貝議員の5名です。

発言を許します。

工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 実は、これ私資料請求しようと思って、たまたま資料請求の日にちに間に合わなかったもので、こういうふうに一般質問の形で出したのですけれども、大型連休についてということで、ことしの連休は10日間になりますけれども、連休中、例えば役場、病院、保育所、それから小中学校、ごみの収集など対応、対策をお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 一般質問、工藤議員の質問についてお答えいたします。

大型連休についてということでございますが、確かに思ってもみない10連休ということになったのですが、まず対策といいますか、役場をどうするかということですが、まず役場、元気プラザ、それからクリーンセンター、町立診療所、幼児センター、小中学校、これは休みます。それから、海洋センター、これは通常どおり、月曜は通常休みなので、月曜は休みますが、通常どおりです。それから、地域福祉センターも通常どおり、これも土日休みなので、暦どおりということになります。それから、温泉も営業いたします。ごみの収集は、いつものとおりです。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 次に、池田議員、どうぞ。

○2番（池田範彦君） 箱わなによるタヌキの捕獲についてお願いします。

現在箱わなによるアライグマの捕獲を実施しておりますが、近年タヌキの生息数が増加し、農業被害が増しておることから、アライグマ同様箱わなによるタヌキの捕獲が可能か伺います。

なお、近隣の町村ではタヌキも実施しているとも聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○町長（貞村英之君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

タヌキの捕獲についてですが、タヌキというのは鳥獣保護管理法というものがあまして、知事

に捕獲の許可を得なければとってはいけないということになっておりますので、現時点でうちは許可されていません。申請もしておりませんので、捕獲することは不可能でございます。仮にアライグマの箱わなにタヌキかかってしまったら、これちょっと逃がさなければならないということになりますので、そこら辺もご了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、堀議員、どうぞ。

○6番（堀 清君） 私は、今回町にあります公園のことについて聞きたいと思っております。現在子育てやっている、要するに奥さん方から結構東部地区と西部地区の公園のそれぞれ1カ所で構わないので、きちっとした形の中で公園の整備だとか、遊びの遊具の整備ができないものですかというのが結構あるのですけれども、その点について町長のお考えを聞きたいと思っております。

○町長（貞村英之君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

公園の整備についてですが、この件については寶福議員からもいろいろご指摘されて、計画等にも反映させようとしておるのですが、おっしゃっていることはよくわかります。東部と西部で1カ所拠点的などということだと思っておりますが、遊具の危なさとか、そういうのもありますので、拠点的にしてそこだけに集めるということは大変重要ななとは思いますが、今複合施設の中でこのちょうどこの場所公園になるのかなと思っておりますが、ここも公園に整備しようとしております。その全体の中で公園のあり方、遊具が必要なのかとか、例えば街区公園のほうの小さいやつですと子供も遊んでいないので、老人の方が公園来ること余りないと思っておりますが、ベンチだけでいいのかとか、そういうのも検討していかなければならないと思っておりますので、全体の中でどのような公園の役割というものがあるのか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（堀 清君） 計画という形ではそのものは理解はしているのですけれども、やっぱり現状で現場とすればそこら辺の早急な対応を要望しているわけですので、せんだってでも公園に対する管理費等々の金額もちょっと伺ったのですけれども、そういう中で要するに現状では基本的には草刈りを大体の管理を考えながらやっているというような現状なののですけれども、それも当然大事なことなののですけれども、結果的には例えば砂場だとか、そういうものも現状では何か結構危険なガラスの破片だとか、ペットのふんだとかというのが存在しているみたいなのです。だから、やっぱりそういうものも環境整備の一環としてちょっと回数だとか、経費だとか、かけることができないかなと思っておりますけれども、その点について答弁をお願いします。

○町長（貞村英之君） こういうの環境の充実ということだと思っておりますが、確かに今公園にペット、砂にふんしたりというのがありますし、緑化についても草刈るだけで何もしていないのも事実なのですが、これ予算との絡みですので、そこら辺は多いところに集中的にするかとか、あと管理の仕様の中でふんだとかガラスだとか危険なものを取り除くような仕様ができないかどうか検討したいと思っておりますので、そこら辺は予算の範囲内で何とかやっていきたいと思っておりますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 幼児教育、幼児保育の無償化について質問させていただきます。

2月12日に国会にて閣議決定された幼児教育、保育の無償化についてなのですが、国では3歳から5歳児は全世帯、ゼロ歳児から2歳児は住民税非課税世帯が対象で、本年度の10月1日から認可保育所などでの利用が無料になるということですが、当町もこれに合わせて同等の動きをするのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問ですが、今話題になっている幼児教育、保育の無償化についてでございますが、来年度予算の国の目玉の事業として捉えております。国のPRペーパーですが、国がやるということなので、いよいよの動きといたしますか、やらなければならないことになっておりますが、概略申し上げますとまずこれ全国市長会、全国町村長会、それからいろいろ意見を国に出して、その上で今度省庁と関係団体と協議して、国と地方の負担割合について決めていったという経緯があります。国と地方の役割分担、国の負担をちょっと引き上げるという方法で見直したと聞いております。これは、あくまで消費税の増税分を使うということで、10月1日からという施行になりますが、きのう、きょうの報道を見ますと景気が後退しているということなので、仮に消費税が10月1日見送られたらこれも飛ぶのかなという気はいたしますが、そういうことは今のところ考えないで進めなければ、うちの作業も間に合わないのかなと思っております。基本的には、うちは公立なので、全額地方負担、市町村負担となりますが、地財によって基準財政需要額に全額計上して、増税分の収入額にも、通常留保財源引っ張って計上するのですが、財政力による格差なくするために全額収入額にも計上するというので、財政力による格差なくして一般財源化して配分するということなので、大丈夫なのかなとは思っております。ただ、19年度につきましては12月1日というタイムラグがありますので、ことしは子ども・子育て支援臨時交付金というものを設けまして、19年度につきましては全額国費によって措置されるということでございます。計上額は2,349億円、これを全市町村、減収になる分について補填するという形をとるものと聞いておりますので、今から準備しておかないと間に合わないの、うちのほうも準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 現状当町の幼児センターの利用料について、給食費が込みとなっておりますが、国の方針としては給食費は無料化には該当しないということなのですけれども、当町はこれに対してどう対応していくのかお考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 国の措置で見られないものについては、恐らく負担していただくしかないのかなと思っておりますが、そこら辺はもう少し制度が見えないとちょっとわかりませんので、今後の検討課題となろうかと思っております。

以上です。

○5番（寶福勝哉君） 給食費についてなののですけれども、今まで払っていなかったものを払ってくださいというのはやっぱり町民としてはかなりの負担にはなるのかなと思っております。この件は、まだ時間があるということで、今後の検討課題の一つになっていくかと思うのですが、なるべく今の

環境を変えないような形で持って行っていただきたいなと思います。

無償化が決定されたということになった場合、資料請求した資料によりますと平成31年度待機児童が1、2歳児で5名、先日の藤田課長の説明で3名いるということですが、実際無償化された場合、潜在的待機児童というか、無償なら入所させたいなと希望する家庭も少なくはないのかなと予想できるのですが、長い目で見て待機児童問題、今後の町の対応はどう考えているのか、最後にお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 無償化による待機児童よりも需要と供給のバランスの問題になってくると思うのですが、無償化だからということで、どこも無償化なものですから、全国的に無償化なものですから、どういうふうになるかわかりませんが、需要、供給のバランスによってもし仮に大幅に入所要因が多いのであればやはり検討していかねばならないなと思ってもおります。ただ、今のところ規模は変える意思はございませんし、様子を見て検討していかねばならないなと思っております。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の町のバス運行について伺います。

バス運行については、2点について分けられると思います。現在町のバス運行は、今年度は平成30年度までにおきましては診療所の日程に合わせて運行するという前提で運行されてきました。だから、診療所が休診のときはお休みと。だから、土日、祝日ということでやられてきたわけですが、平成31年度から当面週2日で、正常化しても週3日ということが平成31年度で予定されております。この点についてこの診療日数に合わせて運行日が変えられるのか、それとも今までどおり月曜日から土曜日まで、土曜日も診察していましたから、今までどおりの運行になるのか、それを確認したいと思います。

それと、先ほど工藤議員からも出ていましたけれども、特に4月から5月の連続した休日に当然診療所も閉院と、休診となるはずですがけれども、このときも従来ですとバス運行は休止と、お休みということであったのですけれども、特に温泉を利用されている方が長くバスが運行休止になると困ることが以前からありまして、ことしの場合、この期間をどのように対応されるのか伺います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

バスは、今までどおり運行いたします。

それから、大型連休についても5月2日だけ臨時運行を考えております。

○3番（真貝政昭君） 利用者にとっては朗報なので、そう受けとめてこの件については終わります。

次に、幼児センターの件です。ちょっと急いで通告を出したので、うまく伝わらない部分があったかと思いますが、先ほども寶福議員の質問の中で答弁されておりましたけれども、私の手持ちの資料によりますと民間の施設に関しては国、道、町と負担割合が区分けされておりまして、対応するようになっておりますけれども、保育料の無料化の部分です。公立の場合、古平町は公立

になりますので、全額町村負担という形でやられるわけですがけれども、先ほどの町長の答弁ですと交付税の中に算定されるので、全く問題ないということだと認識しましたがけれども、その点について確認をしたいと思います。

それと、あわせて給食費の件は無償化の対象にはならないというふうに答弁されておりますけれども、従来前任者の方の見解ですと給食費については徴収していないと。それをずっと続けてきたということなので、貞村町長になって給食費はいただくというふうになると利用者の負担増ということになりますけれども、そこら辺の確認をしたいと思います。

○町長（貞村英之君） 先ほどの寶福議員のお答えと重複するので、詳しくは申しませんが、地財措置があるということで、これ国が決めたことなので、それに従っていかなければならないのかなと、そうせざるを得ないのかなと思っているところであります。

また、先ほど寶福議員に答えたとおりののですが、給食費についてもいかにするのか、内容の制度を見てみないとわかりませんので、そのとき決定をいたしたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 次に、3点目の診療所、薬局、特養について伺います。

平成8年に現在の国道沿いの福祉団体の施設、あそこが民間の診療所だったのですけれども、そこ民間から掖済会にかわりましたよね。それが平成14年に今の診療所のところに移転しまして、ずっと入院を備えた診療ということで続けてまいりました。そして、門前薬局を抱えてうまくやってきたわけですがけれども、前任者までの構想だとあの近辺に特養を建設して医療、それから介護という構想で動いてきていました。貞村町長におかれましては、恵尚会との関係がうまくいなくて、いきなり今の状態になってしまって、門前薬局も撤退せざるを得ない状況になりましたけれども、町民が望むのはやはり入院設備を持った診療所があって初めて安心した医療体制がとれるという安心感に包まれてやってきたわけです。それと、恵尚会の入院ベッドの考え方ですけれども、看護師がなかなか確保できないという一民間の力不足という点もありますから、人材の確保というのはかなり困難だったというふうに考えております。当初鶴木先生が院長で、担当の方とも対応されていたのですが、古平町の入院患者の多くが長期入院ということからして、その患者に応じて介護のほうに転換するという方法が佐呂間のほうでもやられていたということで今までやってきた次第です。

それで、前任者の構想からいくと、やはり近辺に特養を構えて、そしてこの町で医療、介護でこの町でずっと安心して暮らせるという、そういう体制をやはり目指すべきで、それで初めて医療の経営、それから特養の経営、それから門前薬局の経営安定ということで、町民が安心した体制がとられるというふうに考えております。貞村町長の残された任期の中で3年後以降の介護計画の切りかえがありますから、ぜひともそれに向けて体制を整えて転換を図っていただきたいのです。

それで、経営的にも大変な時代ですがけれども、特別委員会でもさわりましたけれども、後志管内では黒松内町、それから寿都町できちんと入院設備を備えて町村の負担もぎりぎり3,000万だとか5,000万で抑えてやられている町村もありますから、ぜひともその方向でご尽力すべきではないかというふうに考えておりますけれども、町長のお考えを伺います。

○町長（貞村英之君） 診療所と福祉の医福連携の話だと思うのですが、確かに前町長さんのとき

掖済会病院だと思えるのですけれども、掖済会病院がそのままやってくれていればよかったのかなと思っております。なぜ撤退したのかは多くは語りませんが、あのままでいけばかなり、こんな苦勞はしなかったのかなと感じています。

今薬局と医療と、薬局が撤退したといいますが、薬局の撤退は今回の決定とは関係なく経営できなかったということで聞いておりますので、これと結びつけられてはちょっと困るのですが、それに福祉施設を建てる、今後して特養を建てて、維持できればいいのですが、まさしく理想だなと思いますが、今現実医療スタッフ、それから福祉、医療、介護スタッフですか、社会福祉士等考えますと不足しているという状況で、果たしてできるのかなというのが今悩んでいるところでございますが、次の次期計画にのせるか、前にも申し述べたと思いますが、実施可能な計画でなければ今は受け付けていただけません。前みたく絵に描いた餅でもいいのでしたらいいのですが、今受け付けていただけませんので、そこら辺はじっくり詰めて検討していきたいと思っております。真貝議員の言うことは確かに素晴らしいことだと思いますが、それができるかできないかということは十分検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 私もそうですけれども、こういう事態に至りまして、やはり高齢化も進んでいる町です。若い人がこの町で子供を育てて、そして高齢者を介護しながら働き続けるためには、やはりこの町で独立した体制で持っていかざるを得ないと。入院設備が入院ができない状況になって、皆さんどういった対応をされているかという、行く行くは入院できる診療所を自分の家庭医として考えて、そして人口が動き始めるという事態が想定されますので、ぜひとも残された2年間の中で、理想と言われればそれまでなのですけれども、大変厳しい難題を今過疎地は突きつけられていますけれども、貞村さんの実績を期待して質問を終わります。

○議長（逢見輝統君） これにて一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 意見案第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、意見案第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第9、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第11、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第13、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

平成31年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員